

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県小規模水道条例	公 布 日	昭和41年7月5日
条例番号	昭和41年三重県条例第40号	直近改正日	平成17年10月21日
所管部局課	環境生活部大気・水環境課	電 話 番 号	059-224-3145
条例の概要	水道法の規制を受けない居住者50人以上100人以下の水道等に対して、水道法に準じた規制を定めるものである。	条例の 類型	規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	現在においても、水道法の規制を受けない小規模な水道の布設及び管理の適正を確保する必要がある。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	水道法に準じて、規制を行う必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	現存する小規模水道施設に対して、規制を行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	水道法に準じて、公衆衛生上必要な規制を行っている。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	「義務を課し、又は権利を制限する」内容であり、条例以外の手段で目的を達成する方法はない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	当条例の対象は、水道法が対象にしている小規模な水道であり、対象が異なるため抵触しない。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい	県民の公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としており、不整合は生じていない。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	水道法に準じて、必要な規定を設けている。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	水道法の適用を受けるものを除外しているため、水道法と条例との間に重複はない。
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	安全・安心できる飲用水を確保し、使用者である県民の健康を守るために必要なコストであると考えます。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	水道法の適用を受けない小規模水道の利用者に限定されるが、一部施設においては、不特定多数の県民が使用するものもある。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	水道法の適用を受けない小規模水道の利用者に限定されるが、一部施設においては、不特定多数の県民が使用するものもある。

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無
		水道未普及地域における飲用井戸等の衛生確保対策は、重要な課題であり、水道法の適用を受けない一定規模の施設について、水道法に準じた規制を設ける必要があると考える。		専用水道、簡易専用水道の法定権限移譲に伴い、小規模水道条例に基づく事務の権限についても、県事務処理特例条例により市町への移譲を進めている。	無